



令和3年9月16日
内閣府（防災担当）

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる
災害救助法第2条第3項に基づく救助終了の公示について【第1報】

令和3年8月11日からの大雨による災害に関し、島根県は邑智郡川本町及び邑智郡美郷町において、災害救助法第2条第3項に基づき、救助を終了したことを公示する。

災害救助法 適用市町村	法適用日	救助終了日	備 考
【島根県】 邑智郡川本町 (おおちぐんかわもとまち)	8月13日	9月13日	災害救助法施行令第1 条第1項第4号適用
		8月16日	
邑智郡美郷町 (おおちぐんみさとちょう)			

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、森戸、柚上、戸倉、山地
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）